

## バスフロート船に関するQ&A

### Q1. バスフロート船とは何か。また、バスフロート船となるための要件は何か。

答) これまで旅客フェリーや RORO 貨物船（以下、“カーフェリー”）では、車両甲板上に積載された自動車の運転者、同乗者等の旅客は、危険物積載車、家畜等運搬車、ミキサー車、救急車等の特定の自動車を除いて、旅客を自動車内にとどめて航行することが認められてきませんでした。

バスフロート船は、一定の安全要件を満たすことで、救急車等特定の自動車以外のバス、タクシー、乗用車等の運転者、同乗者等の旅客が、航行中も車内にとどまることを、船長が認めることのできるカーフェリーです。

カーフェリー（既存船を含む。）が、バスフロート船となるための主な要件は；

- ①航路が、原則、平水区域内を超えないこと
- ②運転者等の旅客を車内にとどめる自動車を、車両甲板上の閉囲されていない場所に積載すること
- ③自動車にとどまる運転者等の旅客が、迅速かつ容易に使用できるように、車両甲板に救命胴衣を備え置くこと

などです。但し、バスフロート船であっても、天候が悪化して、固縛を要する虞がある場合や、同一の甲板上に危険物積載車が積載された場合、原則、自動車内に旅客をとどめて航行することは認められません。

また、バスフロート船の安全管理規程には、上記の安全要件が、適切に記載される必要がありますので、安全管理規程を設定（既存の安全管理規程を変更する場合を含む。）する際には、地方運輸局等の運航労務監理官までご相談ください。

バスフロート船の安全管理規程の作成指針【雛形】をご覧ください。

### Q2. バスフロート船の安全管理規程の作成指針【雛形】の中央欄には、バスフロート船以外の船舶を含めたカーフェリー共通の規定（【規程本文】Ⅱ（車両区域の立入制限）第35条／36条第1項及び第2項）等があるが、これらの規定は直ちに既存のバスフロート船以外の船舶の安全管理規程に取り込まなければならないのか。

答) バスフロート船の安全管理規定の作成指針【雛形】に示したカーフェリー共通の規定の中には、例えば、救急車等の自動車の扱いが含まれていますが、従来からの作成例の趣旨を変更するものではありませんので、現在の安全管理規程を直ちに変更する必要はある（現在の安全管理規程を変更しなければ、救急車の中に人がとどまることができない）ものではありません。但し、安全管理規程の適切な運用を確保するため、安全管理規程の早期の変更をお勧めします。

**Q 3. 既存船について、新たにバスフロート船となる場合、例えば、救命胴衣を追加して車両甲板上に備え置くこととなるが、船舶安全法に基づく臨時検査を受検する必要があるのか。**

答) 地方運輸局等の職員が訪船し、バスフロート船に増設された救命胴衣について、あらかじめ船舶安全法の規定に基づき検査又は検定を受けて合格した後、初めて備え置かれたものであり、かつ、容易かつ迅速に取り出せるよう積み付けられていることを確認した場合には、あらためて船舶安全法に基づく臨時検査を受けていただく必要ありません。

なお、あらかじめ地方運輸局等の船舶検査官にご相談されることをお勧めします。

**Q 4. バスフロート船は、自動車（内）で旅客定員がとれるのか。**

答) 荒天時等における避難誘導、旅客数の管理等を考慮すると、自動車内は旅客が常にとどまるための適切な場所とはいえず、原則として、自動車内に旅客定員をとることは認められません。

**Q 5. 平水区域の外（沿海区域）を短距離でも航海すれば、バスフロート船としては認められないのか。**

答) 平水区域を超えての航行が短距離であることや、適切な安全措置が設けられていること、さらに、これまで当該航路で事故がない等、安全性が確認されるケースについては、個別に検討しますので、地方運輸局等の運航労務監理官までご相談ください。

**Q 6. バスフロート船の車列幅に関する要件はどうなるのか。**

答) 車列幅に関するこれまでの要件（例えば、最低車列幅60cmや、一条の幅1m以上の横移動通路の設置）はバスフロート船であっても同じです。

但し、自動車からの乗下車に際し介助が必要となる旅客が車内にとどまることを認めた場合には、車列幅をより広く確保する等避難誘導のための適切な措置を講じることを安全管理規程に定めていただくようお願いします。

**Q 7. 繁忙時、車両区域に車を入れないことを条件に旅客定員（船舶安全法に基づく）を増やした場合に、当該区域に止めた自動車内に人をとどめて航行することは可能か。**

答) 自動車を止めないこと前提として旅客定員をとった区域には、バスフロート船であっても車の積載は認められません。

**Q 8. バスフロート船の車両甲板上に非常時の招集場所を設けることは可能か。**

答) 技術的要件を満たす場合、招集場所をバスフロート船の車両甲板上の開放された場所に設けることは可能です。技術的要件として、例えば、一定の広さ（0.35m<sup>2</sup>/人）以

上) や、他の(一般には上の)甲板から招集場所に至る階段の幅や防火性能に係る要件、さらに複数の脱出経路(船舶により、うち一つは車両区域を経由せずに招集場所へ至るものとする)を設けることなどが要求されますので、最寄りの地方運輸局等の船舶検査官までご相談ください。なお、車両甲板上に、新たに招集場所を設ける場合には、当該場所への脱出経路を含めた避難の要領(脱出経路図)を作成し、掲示する必要があることにご注意いただき、要すれば、最寄りの地方運輸局等の運航労務監理官にご相談ください。

**Q9. バスフロート船の車両甲板上の救命胴衣の数は、どのように設定すればよいのか。**

答) これまでの運航実態等を勘案して、自動車にとどまる旅客の数に対して十分な数の救命胴衣を備え置くようお願いします。また、あわせて船員法に基づく救命胴衣の格納場所の掲示や、船舶安全法に基づく非常用掲示札(救命胴衣の配置)及び救命胴衣の積付場所の標示(救命胴衣を積付けた旨と数量)についての最適化をお願いします。

**Q10. 自動車の運転者が、バスフロート船に車を乗せ、その後、船舶を操船して行うような事業(旅客/貨物)は可能か。**

答) 自動車の運転者が船舶の操船者を兼ねるような運送事業には、道路運送法と海上運送法の双方に基づく許可、届出等が必要となります。

また、河川湖沼における運航時においては船員法の適用はありませんが、海上における運航時においては、船舶の総トン数、航行する区域等により、船員法の適用を受けます。

このような事業をお考えの海運事業者におかれては、国土交通省海事局安全政策課(首席運航労務監理官)まであらかじめご相談ください。